

## ■2023 年度 B 日程 一般入学試験

### 法律科目試験「商法」問題の出題趣旨・解説

#### 【出題趣旨・解説】

会社・取締役間の取引＝利益相反取引に関する基本的理解を問う問題である。

#### [小問 1]

甲会社の代表取締役 A が、その所有するゴルフクラブ会員権を甲会社に売却することは、「取締役が自己…のために株式会社と取引をしようとするとき」（会 356 条 1 項 2 号）に該当する。問題文に「甲会社の定款には、譲渡による株式の取得につき会社の承認を要する旨の定めはない」とあるから、甲会社は公開会社であり（会 2 条 5 号）、取締役会設置会社である（会 327 条 1 項 1 号）。したがって、A は甲会社の取締役会において「重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない」（会 365 条 1 項・356 条 1 項）。なお、甲会社が公開会社であり取締役会設置会社であることを理解せずに、株主総会の承認を要すると解答した答案が相当数あったが、そのような答案は当然、不良と評価される。また、株主総会の承認を要すると記述した後で、甲会社は取締役会設置会社だから取締役会の承認を要すると解答した答案も散見されたが、株主総会の承認を要するとの記述を答案から削除していなければ、理解できていないものとして不良と評価される。取締役会における利益相反取引の承認につき、代表取締役 A は特別の利害関係を有する取締役として、議決に加わることができない（会 369 条 2 項）。

#### [小問 2]

甲会社の代表取締役 A が会社法の定める手続きに従って会員権を相場価格で甲会社に売却した後、リーマンショックが発生して価格が暴落して甲会社に 800 万円の損害が発生したという事案において、A の甲会社に対する責任を問う問題である。

会社法は、利益相反取引に基づく責任について、旧商法と異なり特別な規定をもたないから、会社法 423 条の定める任務懈怠責任が問題となる。

利益相反取引によって会社に損害が生じているから、利益相反取引の取締役である A は任務懈怠が推定される（会 423 条 3 項 1 号）。推定だから、A は任務懈怠がなかったことを立証して、423 条の責任を免れることができるところ、本件取引が相場価格での会社への売却であり、価格の下落による損害はリーマンショックによる会員権相場下落によるものであることは、任務懈怠の推定を覆す事情となりそうである。しかし、本件は、取締役が自己のために会社と直接取引した事案であり、会社法 428 条の特則が適用されるため、A は任務懈怠が自己の責めに帰することができない事由によるものであることをもって、その責任を免れることができない。会社法 428 条の解釈をめぐっては、学説において若干

争いがあるが、一般には、取締役が会社の損害で取得した利得を保持させるべきではなく、無過失責任を定めたものと解されている。したがって A は、損害が取引後のリーマンショックの発生による会員権相場の下落という、自己の責めに帰することができない事情によるものであることを立証して、会社に対する責任を免れることはできない。

以 上